

改正後

改正前

別表第1（第1条関係）
（略）

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

| 第1欄 | 第2欄 |
|--------|---|
| （略） | （略） |
| 養殖水産動物 | ア～キ（略） ク 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎 |

別表第1（第1条関係）
（略）

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

| 第1欄 | 第2欄 |
|--------|---|
| （略） | （略） |
| 養殖水産動物 | ア～キ（略） ク 牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起 |

| | |
|-----|---|
| | <p>横突起、腰椎横突起、頸椎^{きょく}棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨^{りょう}及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位(以下「牛の脊柱等」という。)並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一のめん羊又は山羊の部位(以下「めん山羊の部位」という。)が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済牛血粉等」という。)</p> <p>ケ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉(牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済牛肉骨粉等」という。)</p> <p>コ 食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p> |
| (略) | (略) |

| | |
|-----|--|
| | <p>、頸椎^{きょく}棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨^{りょう}及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位(以下「牛の脊柱等」という。)が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済牛血粉等」という。)</p> <p>ケ 牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉(牛の脊柱等が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済牛肉骨粉等」という。)</p> <p>コ 食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p> |
| (略) | (略) |

3 ~ 5 (略)

3 ~ 5 (略)